

農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令及び水産業協同組合法第百二十三  
 条の二第三項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令

○ 農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年<sup>総</sup>府<sup>理</sup>令第十三号）  
 農林水産省

改 正 案

現 行

（組合の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）  
 第一条 農業協同組合法（以下「法」という。）第十条第一項第三号  
 の事業を行う農業協同組合（以下「組合」という。）についての法  
 第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に  
 係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定め  
 る場合を除き、次の表のとおりとする。

（組合の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）  
 第一条 農業協同組合法（以下「法」という。）第十条第一項第三号  
 の事業を行う農業協同組合（以下「組合」という。）についての法  
 第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に  
 係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定め  
 る場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状 況に係る区分	命 令
(略)	(略)
第二区分 单体自己 資本比率	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する 措置に係る命令
○パーセ	一〜六 (略)

自己資本の充実の状 況に係る区分	命 令
(略)	(略)
第二区分 单体自己 資本比率	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する 措置に係る命令
○パーセ	一〜六 (略)

<p>第二区分</p>	<p>連結自己</p>	<p>次の各号に掲げる組合及びその子会社等の</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>自己資本の充実の状況に係る区分</p>	<p>命 令</p>	<p>命 令</p>
<p>2 組合及びその子会社等（法第五十四条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）についての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>								
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>七 法第十条第一項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの、同条第六項各号に掲げる事業（同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）又は同条第七項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止</p>	<p>八 (略)</p>	<p>七 法第十条第六項各号に掲げる事業（同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）又は同条第七項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止</p>
<p>2 組合及びその子会社等（法第五十四条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）についての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>								

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>(連合会の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)</p> <p>第三条 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会（以下「連合会」という。）についての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>(連合会の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)</p> <p>第三条 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会（以下「連合会」という。）についての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>

自己資本の充実の状況に係る区分	命 令
(略)	(略)
第二区分 単体自己資本比率 一パーセント以上	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一、六 (略) 七、法第十条第一項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの、同条第六項各号に掲げる事業(同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。)又は同条第七項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止
2	連合会及びその子会社等についての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分	命 令
(略)	(略)
第二区分 単体自己資本比率 一パーセント以上	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一、六 (略) 七、法第十条第六項各号に掲げる事業(同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。)又は同条第七項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止
2	連合会及びその子会社等についての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

(略)	第二区分	(略)	自己資本の充実の状況に係る区分
(略)	連結自己資本比率 一パーセント以上 二パーセント未満	(略)	
(略)	<p>次の各号に掲げる連合会及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令一〇八 (略)</p> <p>九 法第十条第一項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの、同条第六項各号に掲げる事業(同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。)又は同条第七項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止</p> <p>十 (略)</p>	(略)	命令
(略)	第二区分	(略)	自己資本の充実の状況に係る区分
(略)	連結自己資本比率 一パーセント以上 二パーセント未満	(略)	
(略)	<p>次の各号に掲げる連合会及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令一〇八 (略)</p> <p>九 法第十条第六項各号に掲げる事業(同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。)又は同条第七項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止</p> <p>十 (略)</p>	(略)	命令

○ 水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年<sup>総</sup>農林水産省<sup>理</sup>令第十五号）

改正案

現行

（組合の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）  
 第一条 水産業協同組合法（以下「法」という。）<sup>（略）</sup> 第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合及び法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合（以下「組合」という。）<sup>（略）</sup> についての法第二百二十三条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

（組合の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）  
 第一条 水産業協同組合法（以下「法」という。）<sup>（略）</sup> 第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合及び法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合（以下「組合」という。）<sup>（略）</sup> についての法第二百二十三条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分	命令	(略)	(略)
		(略)	(略)
第二区分	单体自己資本比率	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令	〇パーセント以上
	〇パーセント以上	七 法第十一条第一項第五号の事業のうち法	二パーセント以上
		第八十七条第三項各号に掲げるもの、法第	

自己資本の充実の状況に係る区分	命令	(略)	(略)
		(略)	(略)
第二区分	单体自己資本比率	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令	〇パーセント以上
	〇パーセント以上	七 法第十一条第三項各号に掲げる事業（同	二パーセント以上
		項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこ	

自己資本の充実の	命	令	2 組合及びその子会社等（法第五十八条の二第二項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）についての法第二百二十三条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。	(略)	(略)	八 (略)	ノト未満	十一條第三項各号に掲げる事業（同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）若しくは同條第四項若しくは第五項に規定する事業又は法第九十三條第一項第三号の事業のうち法第八十七條第三項各号に掲げるもの、法第九十三條第二項各号に掲げる事業（同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）若しくは同條第三項若しくは第四項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止
				(略)	(略)	八 (略)	ノト未満	れらに附帯する事業を除く。）若しくは同條第四項若しくは第五項に規定する事業又は法第九十三條第二項各号に掲げる事業（同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）若しくは同條第三項若しくは第四項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止

(略)	(略)	(略)	状況に係る区分
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	<p>第二区分 連結自己 資本比率 〇パーセ 一〇八 (略)</p> <p>九 法第十一条第一項第五号の事業のうち法 第八十七条第三項各号に掲げるもの、法第 十一条第三項各号に掲げる事業(同項第一 号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに 附帯する事業を除く。)若しくは同条第四 項若しくは第五項に規定する事業又は法第 九十三条第一項第三号の事業のうち法第八 十七条第三項各号に掲げるもの、法第九十 三条第二項各号に掲げる事業(同項第一号 及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附 帯する事業を除く。)若しくは同条第三項 若しくは第四項に規定する事業の縮小又は 新規の取扱いの禁止</p> <p>十 (略)</p>	(略)

(略)	(略)	(略)	状況に係る区分
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	<p>第二区分 連結自己 資本比率 〇パーセ 一〇八 (略)</p> <p>九 法第十一条第三項各号に掲げる事業(同 項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこ れらに附帯する事業を除く。)若しくは同 条第四項若しくは第五項に規定する事業又 は法第九十三条第二項各号に掲げる事業(同 項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこ れらに附帯する事業を除く。)若しくは 同条第三項若しくは第四項に規定する事業 の縮小又は新規の取扱いの禁止</p> <p>十 (略)</p>	(略)

		3・4 (略)	
		<p>(連合会の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)</p> <p>第三条 法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会及び法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会(以下「連合会」という。)についての法第二百二十三条の第二項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>	
(略)	(略)	命	令
第二区分	<p>单体自己資本比率一パーセント以上七パーセント未満</p>	<p>次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令</p> <p>一〜六 (略)</p>	<p>各号に掲げる事業(同項第一号及び第二号)</p>
		3・4 (略)	
		<p>(連合会の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)</p> <p>第三条 法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会及び法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会(以下「連合会」という。)についての法第二百二十三条の第二項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>	
(略)	(略)	命	令
第二区分	<p>单体自己資本比率一パーセント以上七パーセント未満</p>	<p>次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令</p> <p>一〜六 (略)</p>	<p>これらに附帯する事業を除く。若しくは</p>



(略)	第二区分	(略)
(略)	連結自己 資本比率 一パーセント以上 二パーセント未満	(略)
(略)	<p>次の各号に掲げる連合会及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令一〜八 (略)</p> <p>九 法第八十七条第一項第五号の事業のうち同条第三項各号に掲げるもの、同条第四項各号に掲げる事業(同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。若しくは同条第五項若しくは第六項に規定する事業又は法第九十七条第一項第三号の事業のうち同条第二項各号に掲げるもの、同条第三項各号に掲げる事業(同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。若しくは同条第四項若しくは第五項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止</p> <p>十 (略)</p>	(略)
(略)	第二区分	(略)
(略)	連結自己 資本比率 一パーセント以上 二パーセント未満	(略)
(略)	<p>次の各号に掲げる連合会及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令一〜八 (略)</p> <p>九 法第八十七条第四項各号に掲げる事業(同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。若しくは同条第五項若しくは第六項に規定する事業又は法第九十七条第三項各号に掲げる事業(同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。若しくは同条第四項若しくは第五項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止</p> <p>十 (略)</p>	(略)

附 則

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。